

## 会計検査院による会計実地検査の実施

県土整備企画室

県土整備部では、東日本大震災津波以降初めてとなる、会計検査院による会計実地検査が実施されました。

平成27年6月15日～6月19日には、国土交通省港湾局所管の国庫補助事業等に係る検査が、6月22日～26日には、同省道路局所管の国庫補助事業等に係る検査が行われました。

いずれの検査も東日本大震災津波からの復旧・復興事業をメインに検査が行われ、今後事業を進めていく上での助言・指導をいただきました。

本県では、東日本大震災津波からの1日も早い復旧・復興を最優先に掲げており、今後とも、効率的、効果的な事業の執行に向け取り組んでいきます。

### 【検査状況】



### 会計検査院の組織

#### 【日本国憲法 第90条】

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

#### 【会計検査院法 第1条】

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

#### 【会計検査院法 第20条】

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。